

※保育士 1 日体験研修についてもこれに基づき実施します。

保育実習の実施における留意事項

1 学生への事前指導

- (1) 保育実習（以下「実習」という。）の実施の2週間程度前から、毎朝の検温及び風邪症状の確認を行うことや、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすことなどを学生に徹底すること。
また、実習中は、これに加えて、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症予防対策を徹底し、マスクは常時装着することなど、一層の感染予防対策を行うことを学生に徹底すること。
- (2) 実習に参加予定の学生の家族等の感染が確認されるなど、学生が濃厚接触者に特定された場合は、PCR 検査により、「陰性」の結果が得られるまでは、実習への参加を見送るよう指導すること。
- (3) 実習先の各保育所等における感染症対策の指示に従うことや、発熱等の風邪症状やその他体調不良がみられる場合には、実習受入れ施設と相談の上、園児等との接触は絶対に避け、自宅で休養することを学生に徹底すること。
- (4) 万が一、学生が感染した場合に備え、実習実施の2週間程度前から実習終了時までの行動について、各自で把握しておくよう指導すること。
- (5) 「保育所における感染症対策ガイドライン」などを十分に理解させたうえで、実習に参加させること。

2 実習中の留意事項

学生の感染が判明した場合や、地域の感染拡大の状況等により、急遽、保育実習を中止せざるを得ない場合などにおいては、各関係機関が、速やかに連絡を取り合うことができるよう、連絡体制を構築すること。

3 実習後の留意事項

- (1) 保育実習終了後に学生の感染が判明した場合、実習受入れ施設等、関係機関に連絡するとともに、他の学生への感染状況の把握や、他の実習の実施を延期（中止）するなど、適切な対応を行うこと。
- (2) 感染等の状況により、実習が十分に実施できなかった場合や中止となった場合は、各養成施設において、演習や学内実習を実施する等、必要な知識及び技能が習得できるよう配慮すること。